

オンライン資格確認システムの運用開始時期の延期のお知らせ

医療機関等を受診する際、マイナンバーカード又は組合員証等を用いて組合員及び被扶養者の資格を確認することができるオンライン資格確認システムについては、令和3年3月から本格的な運用を開始する予定とされていましたが、現状、そのシステムの安定性及び加入者情報の正確性などが担保できていないことから、引き続き試験的な運用を行うこととし、その本格的な運用の開始時期については令和3年10月までに開始される予定となっています。

なお、具体的な日程等については、決定され次第お知らせします。